

宮本中学校 P T A 個人情報取扱規則

(目的)

第 1 条 この規則は個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）に基づき宮本中学校 P T A（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利利益を保護することを目的に、P T A 役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取り扱いについて定める。

(定義)

第 2 条 この規則に用いる文言の定義は、個人情報保護法に基づくものとする。

(責任者・管理者)

第 3 条 本会における個人情報データベースの責任者は P T A 会長とし、管理者は副会長とする。

(取扱者)

第 4 条 本会における個人情報データベースの取扱者は、P T A 役員とする。

(秘密保持義務)

第 5 条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第 6 条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。
なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第 7 条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 役員名簿の作成、バザー等のお手伝い係の管理、役員の選考
- (2) P T A 会費管理、その他の文書の配布

(利用目的による制限)

第 8 条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第 9 条 個人情報は管理者が保管するものとし、適正に管理し、不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに処分する。

(保管及び持ち出し等)

第 1 0 条 個人情報データベース、個人情報の持ち出しを禁止とし、施錠可能な棚に保管する。

(第三者提供の制限)

第 1 1 条 個人情報は次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合

(4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行すること
に対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者(第11条(1)から(4)の場合を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者(第11条(1)から(4)の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第16条 本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、注意喚起を実施するものとする。

(問題の処理)

第17条 本会は、個人情報の取り扱いに関する問題には適切かつ迅速な処理に努める。

(改正)

第18条 本会の「宮本中学校PTA個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、令和2年4月1日より施行する。